



R06年今治市告示第000463号

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年11月14日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 ・ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
石井 1	今治市石井町五丁目1170番	29-97-3	山林	0.15	公告の日から 2029.3.31まで	
	今治市石井町五丁目1171番1	29-97-2	山林	0.06	公告の日から 2029.3.31まで	
	今治市石井町五丁目1172番	29-98	保安林	0.11	公告の日から 2029.3.31まで	
	今治市石井町五丁目1173番	29-99-1	山林	0.10	公告の日から 2029.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。